

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、思いやりのある豊かな心をはぐくむなど、人生をより有意義に生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。しかし、近年、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等によるインターネットを介した通信手段が急速に普及するとともに、子どもたちの生活環境も変化、多様化し、読書時間が減少していく傾向にあります。

こうしたことから、国は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通じて子どもの健やかな成長に資することを目的に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に制定し、同法第9条第2項で、市町村は子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないことと規定されました。

本市では、平成18年3月に「春日井市子ども読書活動推進計画」、平成23年3月に「第2次計画」、平成28年3月に「第3次計画」を策定し、読書活動に関する取組を進めてきました。

この間、国においては平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、愛知県においては平成31年2月に「愛知県子供読書活動推進計画(第四次)」が策定されたことや、第3次計画の計画期間5年を経過することから、これまでの本市の取組やアンケート調査による結果を踏まえ、更なる子どもの読書活動を推進していくため、第4次計画を策定します。

2 計画の対象

18歳以下を対象とします。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

